

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は A 市で国民年金に加入し、保険料は郵送されてきた何枚かの納付書が綴られた冊子を使用して、私が銀行の窓口で納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 3 月 6 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出されていることが確認できるところ、その前後に同番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年 4 月 12 日頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、これを前提とすれば、この時点では、申立期間①の国民年金保険料は納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間当時の保険料の納付方法及び納付金額について、「旧 1 万円札ぐらいの横長の納付書が 1 年分まとめて郵送されてきた。保険料は B 銀行 C 支店で納付した。納付金額は 4,000 円くらいだった。」旨供述しているところ、A 市は当時の納付方法等について、「納付書の形式は資料が無く不明だが、納付書は加入手続後に郵送していた。B 銀行は納付可能な金融機関であった。」と回答し、B 銀行 C 支店では「当支店は、昭和 53 年当

時から既に営業していた。」と回答しており、申立人の保険料納付に関する主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料は、私が銀行の窓口で納付していたはずであり、未納とされていることには納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、婚姻月の昭和 50 年*月から国民年金に任意加入し、申立期間の直前に当たる 60 年 9 月まで国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は「申立期間の保険料は、納付書を使用し、毎月 7,000 円くらいを銀行で納付した。」と供述しているところ、当該納付金額は申立期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私がA株式会社B事業所を退職したのは昭和49年3月31日であると記憶していることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年4月1日となり、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が空白であることはあり得ないと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された出勤表及び申立人から提出された資料（申立人の退職日が記載されている同社発行の文書）から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社の人事担当者は、「申立期間当時について関連資料が無いことから、当時の給与の支給形態は不明であるが、現在の取扱いと同じであれば、申立人の昭和49年3月分の保険料は控除していると思う。」旨供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚8人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、回答を得られた5人のうち3人は、「申立人は昭和49年3月31日まで同事業所に勤務し、厚

生年金保険に加入していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料については、昭和51年3月に妻が夫婦二人分をまとめて納付したにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、納付日が特例納付の期限を経過していたことから、当該納付金額の一部を当初の免除期間の保険料に充当（追納）し、その差額を還付したとされている。

しかし、私は、還付金は受領していないので、申立期間について、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民年金保険料の「納付書・領収証書」及び国民年金被保険者台帳から、申立期間の保険料4万3,200円は、昭和51年3月2日に納付されたことが確認できる。

しかしながら、当該納付期日は第2回特例納付の期限である昭和50年12月31日を経過しているところ、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、当該納付金額の一部を当初の免除期間（49年4月から50年3月まで）の保険料に充当（追納）し、その差額である3万1,800円を還付した旨記載されていることが確認でき、この記載内容に不合理な点はなく、当該記録はオンライン記録と一致する上、一連の事務処理に不自然さは見受けられない。

また、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年4月まで
年金事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私が20歳になった時、同居していた義父が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義父が国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身が国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していない上、その義父は既に死亡しているため、国民年金の加入及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する「昭和48年度国民年金保険料領収書」においては、第3期(11、12月分)の領収日付印欄に「48.12.25 金融機関A」の領収印が確認できるものの、第4期の同欄には領収印が無く、昭和49年1月から同年3月までの保険料が納付されたことを確認できない。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿(電子データ)及びオンライン記録において、申立期間は未加入とされている。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年6月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間当時に勤務していたA事業所で国民年金の加入手続をしてもらい、B市役所から郵送されてきた納付書を使って、1か月1万3,000円くらいの保険料を自分で納付していた。

申立期間以前の失業中の期間についても保険料を納付していたのに、働いていた期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、当時勤務していたA事業所が行ったと主張しているが、当該事業所では、「明確な記憶は無いが、従業員の国民年金について、事業所で加入手続をすることはなかったのではないと思われる。」旨供述しており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

また、申立人は、申立期間の保険料をB市役所から郵送された納付書で納付したと主張しているが、戸籍の附票から、申立期間における申立人の住民票はC町にあったことが確認できることから、B市では当該期間に係る納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人の住民票があったC町が保有する国民年金被保険者名簿では、平成4年8月から同年11月までの期間について、国民年金に加入し、保険料を納付した記録が確認できるものの、申立期間に係る加入及び納付の記録は確認できない。

加えて、申立人から提出のあった源泉徴収票に記載された社会保険料等の

控除額は、平成6年が0円、7年がA事業所において給与から控除された社会保険料と一致することから、当該資料から申立期間の国民年金保険料を納付したことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②はA市所在のB事業所において、また、申立期間③も同市所在のC事業所において、いずれも正社員として勤務していた。給与明細等、証拠になるものは持っていないが、厚生年金保険料が給与から差し引かれていた記憶があるので、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人は申立期間の一部について、B事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、業界団体Dでは、「事業主が死亡したことにより、B事業所は平成15年7月に当団体を退会した。」旨回答しており、当該期間について、事業主等から申立人の具体的な勤務実態等を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚及び当該期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者2人の合計3人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、二人から回答を得られたが、そのうちの一人は、「常時勤務している従業員について、厚生年金保険の加入漏れが生じることはないと思うが、申立人が通学していた時期であれば、勤務時間は午前中の半日だけであり、申立人を厚生年金保険に加入させていたか否かは分からない。」旨回答し、

また、他の一人は、「分からない。」旨回答しており、申立人が当該期間当時、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和44年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨記載されていることが確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致している。

申立期間③について、C事業所は、社会保険事務所（当時）の記録において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、業界団体Dでは、「事業主が死亡したことにより、C事業所は平成9年3月に当団体を退会した。」旨回答しており、申立期間について、事業主等から申立人の具体的な勤務実態等を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚一人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について照会したが、回答を得ることができない上、当該同僚についても、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 23 日から 44 年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 11 日まで
③ 昭和 49 年 5 月 27 日から 51 年 3 月 20 日まで

社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の記録について照会したところ、各申立期間について、自分が受けていた給与額よりも標準報酬月額が低くなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社は、昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であることから、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立期間及びその前後に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 9 人に対し、申立期間当時の状況について照会したところ、5 人から回答を得られたが、「当時支給されていた給与額や控除されていた厚生年金保険料について明確に記憶していない。」旨供述しており、申立てを裏付ける供述は得られない上、当該同僚 9 人の標準報酬月額は 1 万 2,000 円から 6 万円までの範囲であり、申立人の標準報酬月額とほぼ同水準であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、特に低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無い上、オンライン記録とも一致しているほか、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

申立期間②について、B株式会社は、昭和 46 年 4 月 28 日に厚生年金保険

の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であることから、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立期間及びその前後に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者4人に対し、申立期間当時の状況について照会したところ、3人から回答を得られたが、このうち二人は、「当時の給与は7万円から8万円ぐらいであったと思う。国の記録は間違っていない。」旨供述している。

さらに、当該同僚4人の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同水準であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、特に低額であるという事情は見当たらない。

申立期間③について、C株式会社では、平成6年5月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在も不明であることから、申立てを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立期間及びその前後に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者7人に対し、申立期間当時の状況について照会したところ、4人から回答を得られたが、「当時支給されていた給与額や控除されていた厚生年金保険料について明確に記憶していない。」旨供述しており、申立てを裏付ける供述は得られない上、当該同僚7人の標準報酬月額は4万8,000円から12万6,000円までの範囲であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、特に低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無い上、オンライン記録とも一致しているほか、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、各申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年4月29日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、昭和44年から49年まで冬期間の季節雇用者としてA株式会社（現在は、株式会社B）に勤務し、C業務を行っていた。申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間の一部について、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、「当時の関係資料は、保存期間を経過したため残されておらず、季節雇用者の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」旨回答しており、申立内容を確認できる関連資料及び供述等は得られなかった。

また、申立人が申立期間当時、共に季節雇用者として勤務したとして名前を挙げた同僚6人及び当該事業所に係るオンライン記録から、申立期間前後の年に冬期間の季節雇用をうかがわせる加入記録を有する11人の合計17人の加入記録を調査したところ、いずれも申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、申立人及び当該17人全員が、申立期間は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上記同僚17人のうち所在が確認できる14人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ7人から回答を得られたが、いずれも申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得

られない上、このうち一人は、「当時、自分も申立人と一緒に季節雇用でD課に勤務したが、申立期間の年は会社で厚生年金保険に加入させてもらえず国民年金に加入し、その後に季節雇用で働いた年は厚生年金保険に加入していた。」旨供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に係る健康保険被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。